⑷　個人情報取扱事業者

「個人情報取扱事業者」とは、個人情報データベース等を事業の用に供している者から、次に掲げる者を除いたものをいう（注１）。

①　国の機関
②　地方公共団体
③　独立行政法人等
④　地方独立行政法人
⑤　その取り扱う個人情報の量及び利用方法からみて個人の権利利益を害するおそれが少ない者（注２）

（注１）

・　ここでいう「事業」とは、一定の目的をもって反復継続して遂行される同種の行為であって、かつ、社会通念上事業と認められるものをいう。営利事業のみを対象とするものに限らない。

（注２）

・　⑤には、法人のほか、法人格を有しない団体（任意団体）や一般個人も含み得る。
・　⑤には、個人情報データベース等を構成する個人情報により識別される特定の個人の数の合計（同一個人の重複分は除く。）が、過去６か月以内のいずれの日においても5,000を超えない者が該当する（個人情報の保護に関する法律施行令（以下「施行令」という。）第２条）。5,000を超えるか否かは、関係事業者が管理する全ての個人情報データベース等を構成する個人情報によって識別される特定の個人の数の総和により判断するものとする。例えば、複数の事業所を有する関係事業者（例：複数校を設置する学校設置者など）の場合は、個々の事業所ごとの数ではなく、全ての事業所を通じた合計数が5,000を超える場合に、個人情報取扱事業者に該当し得ることとなる。
・　「個人情報データベース等」が、以下(i)～(iii)の全てに該当する場合は、それを構成する個人情報によって識別される特定の個人の数は、5,000の数に数えない。
　(i)　個人情報データベース等の全部又は一部が、他人の作成によるものであること。
　(ii)　氏名、住所、電話番号のみが掲載された個人情報データベース等（例：電話帳やカーナビゲーション）であること、又は、不特定かつ多数の者に販売することを目的として発行され、かつ、不特定かつ多数の者により随時に購入することができる又はできた個人情報データベース等（例：自治体職員録）であること。
　(iii)　関係事業者が、その個人情報データベース等を事業の用に供するに当たり、新たに個人情報を加えることで特定の個人の数を増やしたり、他の個人情報を付加したりして、個人情報データベース等そのものを編集・加工していないこと。

⑸　本人

「本人」とは、個人情報によって識別される特定の個人をいう。

⑹　保有個人データ

「保有個人データ」とは、個人情報取扱事業者が、本人又はその代理人から求められる開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止の全てに応じることができる権限を有する個人データをいう。

ただし、その存否が明らかになることで、公益その他の利益が害されるものとして以下①～④に掲げるもののほか、６か月以内に消去（更新することは除く。）することとなるものは、「保有個人データ」には含めない。

①　本人又は第三者の生命、身体又は財産に危害が及ぶおそれがあるもの

（例）

・　児童虐待や配偶者暴力等に係る被害者等の情報

②　違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがあるもの

（例）

・　不審者情報や業務妨害行為を行う悪質者情報
・　暴力団等の反社会的勢力情報

③　国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあるもの
④　犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障が及ぶおそれがあるもの

（例）

・　警察などから受けた捜査関係事項照会の対象情報

⑺　公表

第４⑵②、第５⑵及び⑷の規定にいう「公表」とは、広く一般に内容を発表することをいう。

ただし、公表は、事業の性質及び個人情報の取扱状況に応じ、合理的かつ適切な方法によってなされる必要がある。

（公表方法の例）

・　ホームページのトップページから１回程度の操作で到達できる場所に掲載
・　事業所の窓口等への書面の掲載・備付け
・　パンフレット等への記載・配布

⑻　本人の知り得る状態（本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む）

第８⑴①及び⑺の規定にいう「本人の知り得る状態（本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む。）」とは、ウェブ画面への掲載、パンフレットの配布、本人の求めに応じて遅滞なく回答を行うこと等、本人が知ろうとすれば、知ることができる状態をいう。

この場合に、常に正確な内容を、本人の知り得る状態に置く必要がある。必ずしもウェブ画面への掲載、又は事業所等の窓口等へ掲示すること等が継続的に行われることまでを必要としないが、事業の性質及び個人情報の取扱状況に応じ、内容が本人に認識され得る合理的かつ適切な方法による必要がある。

⑼　本人が容易に知り得る状態

第７⑶～⑷の規定にいう「本人が容易に知り得る状態」とは、事業所の窓口等への書面の掲示・備付けやホームページへの掲載その他の継続的方法により、本人が知ろうと思えば、時間的にも、その手段においても、簡単に知ることができる状態をいう。

この際、事業の性質と個人情報の取扱状況に応じ、内容が本人に容易に認識され得る合理的かつ適切な方法による必要があり、１回限りの「公表」だけでは足りない。

⑽　本人に通知

「本人に通知」とは、本人に直接内容を知らしめることをいう。本人に内容が認識されるように事業の性質及び個人情報の取扱状況に応じ、合理的かつ適切な方法による必要がある。

（通知方法の例）

・　口頭（面談、電話等）
・　書面（手交、郵送、電子メール、ファクシミリ等）
・　使者

⑾　個人データ又は保有個人データの提供

第７⑴～⑷にいう個人データの第三者への「提供」と、第８⑷②及び③にいう保有個人データの第三者への「提供」とは、個人データ又は保有個人データを第三者が利用可能な状態に置くことをいう。個人データ又は保有個人データが、物理的に提供されていない場合であっても、備付けやネットワーク等を利用することにより、個人データ又は保有個人データを第三者が利用（閲覧を含む。）できる状態にあれば（その権限が与えられていれば）、「提供」に当たる。